

寒川町地域防災計画(風水害対策計画)新旧対照表【案】

頁	現行	改正案	変更の必要性
P17	<p>～略～</p> <p>第2章 災害に強い組織・ひとづくり</p> <p>第1節 防災知識の普及・啓発</p> <p>第1 町民への普及・啓発</p> <p>1 防災知識の普及・啓発</p> <p>町は、(略)、町ホームページ等(メール、<u>ツイッター</u>、LINE)への防災情報の掲載、(略)。</p> <p>～略～</p>	<p>～略～</p> <p>第2章 災害に強い組織・ひとづくり</p> <p>第1節 防災知識の普及・啓発</p> <p>第1 町民への普及・啓発</p> <p>1 防災知識の普及・啓発</p> <p>町は、(略)、町ホームページ等(メール、ツイッター、LINE)への防災情報の掲載、(略)。</p> <p>～略～</p>	誤記
P32	<p>第4章 災害時応急活動事前対策</p> <p>第1節 情報の収集・供給体制の充実</p> <p>第1 情報の収集・提供体制の充実</p> <p>(略)</p> <p>1 情報受伝達体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 町民への周知</p> <p>町は、メール配信サービスの登録促進、SNS(LINE、<u>ツイッター</u>、フェイスブック等)を活用した防災情報の伝達等について、町民に周知する。</p> <p>～略～</p> <p>第2節 災害対策本部機能の強化</p>	<p>第4章 災害時応急活動事前対策</p> <p>第1節 情報の収集・供給体制の充実</p> <p>第1 情報の収集・提供体制の充実</p> <p>(略)</p> <p>1 情報受伝達体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 町民への周知</p> <p>町は、メール配信サービスの登録促進、SNS(LINE、ツイッター、フェイスブック等)を活用した防災情報の伝達等について、町民に周知する。</p> <p>～略～</p> <p>第2節 災害対策本部機能の強化</p>	誤記

P34

●対策の体系と担当

項目	町担当	関係機関
(略)	(略)	
第2 業務継続体制の確保	<u>財産管理課</u> 、町民安全課	
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	

～略～

第5節 避難対策

第1 広域避難場所の確保及び整備

1 広域避難場所の確保

町は、災害対策基本法、同施行令等に定める基準等に基づき、地域特性、過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、… (略) …。

～略～

第8節 文教対策

●対策の体系と担当

P46

項目	町担当	関係機関
(略)	(略)	
第2 施設管理者との連携	町民安全課、学校教育課、教育施設給食課	
第3 文化財の保護	<u>教育政策課</u>	

●対策の体系と担当

項目	町担当	関係機関
(略)	(略)	
第2 業務継続体制の確保	<u>資産経営課</u> 、 <u>総務課財産管理課</u> 、町民安全課	
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	

～略～

第5節 避難対策

第1 広域避難場所の確保及び整備

1 広域避難場所の確保

町は、災害対策基本法、同施行令等に定める基準等に基づき、地域特性、過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、… (略) …。

～略～

第8節 文教対策

●対策の体系と担当

項目	町担当	関係機関
(略)	(略)	
第2 施設管理者との連携	町民安全課、学校教育課、教育施設給食課 (<u>寒川学校給食センター</u>)	
第3 文化財の保護	<u>生涯学習課教育政策課</u>	

行政組織見直しに伴い修正が必要なため

文章の簡略化

行政組織見直しに伴い修正が必要なため

P48	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>第9節 緊急輸送対策</p> <p>●対策の体系と担当</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>町担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 緊急車両の確保等</td> <td>財産管理課、町民安全課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">～略～</p>			項目	町担当	関係機関	(略)	(略)	(略)	第2 緊急車両の確保等	財産管理課、町民安全課		(略)	(略)		(略)	(略)		<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>第9節 緊急輸送対策</p> <p>●対策の体系と担当</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>町担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 緊急車両の確保等</td> <td>総務課財産管理課、町民安全課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">～略～</p>	項目	町担当	関係機関	(略)	(略)	(略)	第2 緊急車両の確保等	総務課財産管理課、町民安全課		(略)	(略)		(略)	(略)		<p>行政組織見直しに伴い修正が必要なため</p>
	項目	町担当	関係機関																																
(略)	(略)	(略)																																	
第2 緊急車両の確保等	財産管理課、町民安全課																																		
(略)	(略)																																		
(略)	(略)																																		
項目	町担当	関係機関																																	
(略)	(略)	(略)																																	
第2 緊急車両の確保等	総務課財産管理課、町民安全課																																		
(略)	(略)																																		
(略)	(略)																																		
P57	<p>第5章 災害時応急活動対策</p> <p>第1節 災害対策本部等の組織体制</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 配備体制の確立</p> <p>1 配備体制</p> <p>町の配備体制は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>配備体制</th> <th>配備時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部設置前</td> <td>事前配備</td> <td>災害対策本部員は参集するものとし、風水害情報を町民に対して周知する。情報の収集及び連絡体制をとるとともに、応急対策準備に必要な</td> <td>①気象警報が発表され、災害の発生するおそれが見られるとき。 ②その他状況により必要があるとき。</td> </tr> </tbody> </table>			区分	種別	配備体制	配備時期	災害対策本部設置前	事前配備	災害対策本部員は参集するものとし、風水害情報を町民に対して周知する。情報の収集及び連絡体制をとるとともに、応急対策準備に必要な	①気象警報が発表され、災害の発生するおそれが見られるとき。 ②その他状況により必要があるとき。	<p>過去の災害を鑑み、配備体制を修正</p>																							
区分	種別	配備体制	配備時期																																
災害対策本部設置前	事前配備	災害対策本部員は参集するものとし、風水害情報を町民に対して周知する。情報の収集及び連絡体制をとるとともに、応急対策準備に必要な	①気象警報が発表され、災害の発生するおそれが見られるとき。 ②その他状況により必要があるとき。																																
	<p>第5章 災害時応急活動対策</p> <p>第1節 災害対策本部等の組織体制</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 配備体制の確立</p> <p>1 配備体制</p> <p>町の配備体制は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>配備体制</th> <th>配備時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部設置前</td> <td>事前配備</td> <td>災害対策本部事務局災害対策本部員は参集するものとし、風水害情報を町民に対して周知する。情報の収集及び連絡体制をとるとともに、</td> <td>①気象警報が発表され、災害の発生するおそれが見られるとき。 ②その他状況により必要があるとき。</td> </tr> </tbody> </table>			区分	種別	配備体制	配備時期	災害対策本部設置前	事前配備	災害対策本部事務局災害対策本部員は参集するものとし、風水害情報を町民に対して周知する。情報の収集及び連絡体制をとるとともに、	①気象警報が発表され、災害の発生するおそれが見られるとき。 ②その他状況により必要があるとき。																								
区分	種別	配備体制	配備時期																																
災害対策本部設置前	事前配備	災害対策本部事務局災害対策本部員は参集するものとし、風水害情報を町民に対して周知する。情報の収集及び連絡体制をとるとともに、	①気象警報が発表され、災害の発生するおそれが見られるとき。 ②その他状況により必要があるとき。																																

		な職員を配備する体制とする。	
災害対策本部	(略)	(略)	(略)
設置後	(略)	(略)	(略)

～略～

第4 職員の動員・配備

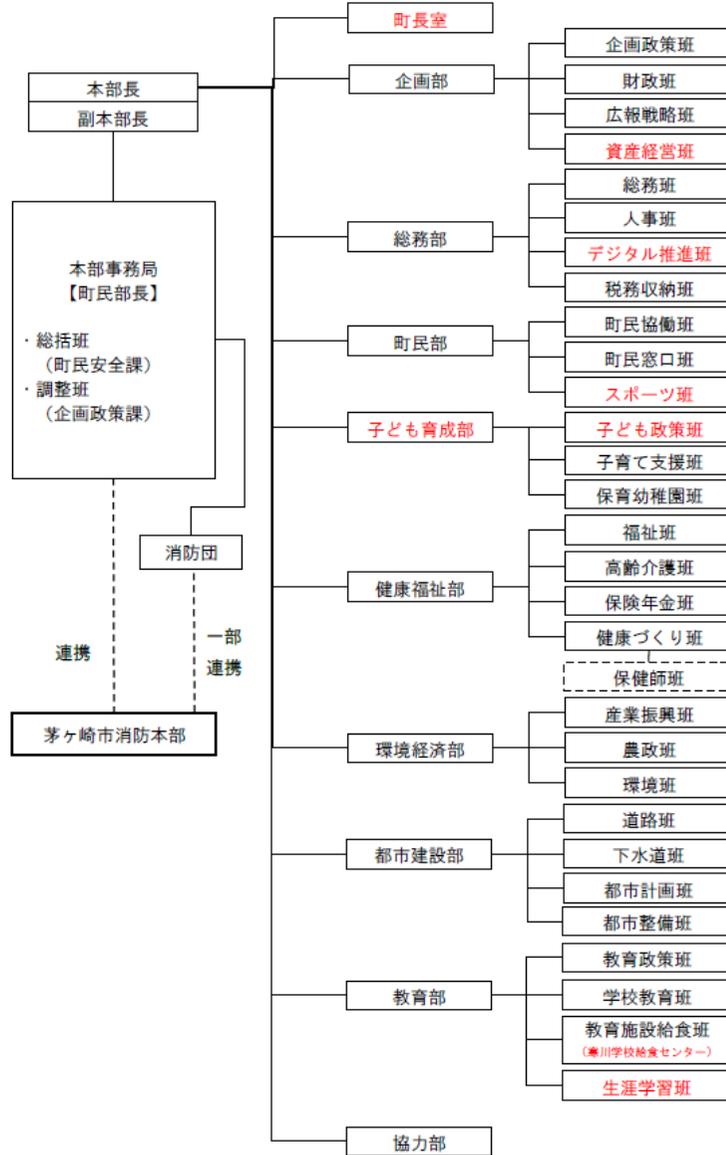
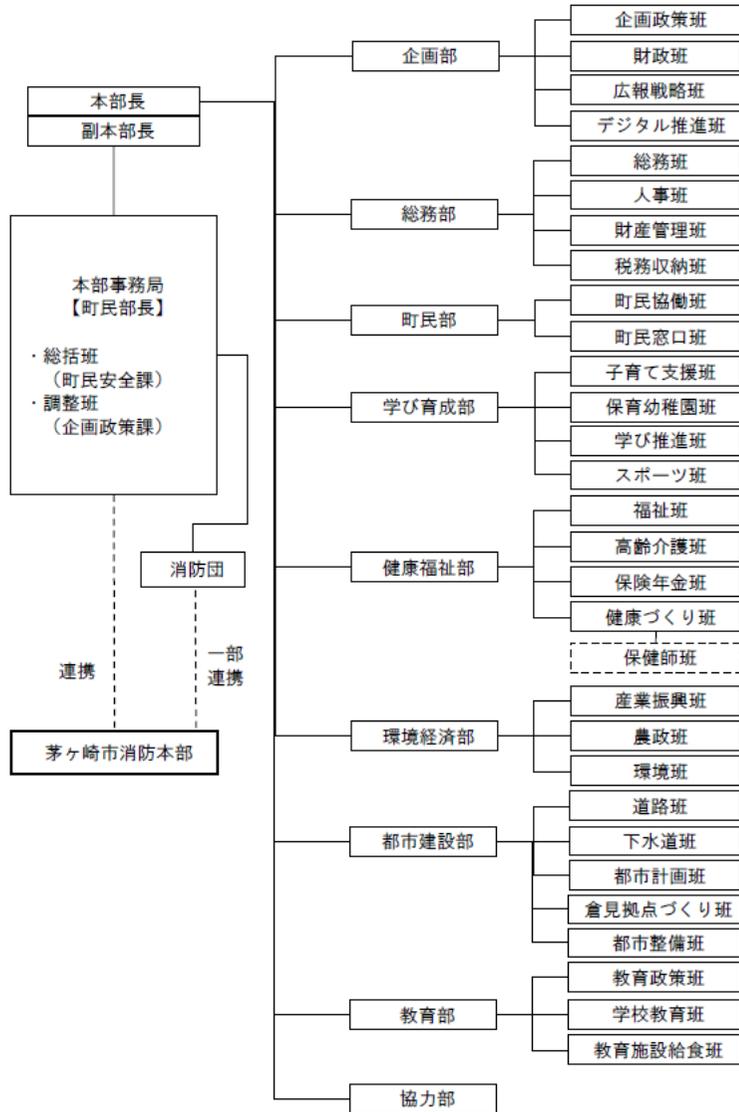
～略～

		応急対策準備に必要な職員を配備する体制とする。 <u>また、災害対策本部員は、必要に応じて参集する。</u>	
災害対策本部	(略)	(略)	(略)
設置後	(略)	(略)	(略)

～略～

第4 職員の動員・配備

～略～



行政組織見直しに伴い
修正が必要なため

災害対策本部組織図
災害対策本部事務分掌

災害対策本部組織図
災害対策本部事務分掌

P59～62

別添「災害対策本部事務分掌【新旧対照表】」を参照

～略～

～略～

第2節 災害情報の収集及び伝達

第2節 災害情報の収集及び伝達

第1 気象情報等の収集・伝達

第1～第3 (略)

1 気象情報の収集

1 気象情報の収集

横浜地方気象台が発表する情報は、次のとおりである。

横浜地方気象台が発表する情報は、次のとおりである。

町は、これらの情報を収集する。

町は、これらの情報を収集する。

(1)～(4) (略)

(1)～(4) (略)

(5) キキクル等の種類と概要

(5) キキクル等の種類と概要

P64

種類	概要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	(略) 【色が持つ意味と相当する警戒レベル】 ・「極めて危険」(濃い紫)：－ ※ ・「非常に危険」(うす紫)：【警戒レベル4相当】 ・「警戒」(赤)：【警戒レベル3相当】 ・「注意」(黄)：【警戒レベル2相当】 ※警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用
浸水キキクル	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まり

種類	概要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	(略) 【色が持つ意味と相当する警戒レベル】 ・「極めて危険」(濃い紫)：－ ※ ・「非常に危険」(うす紫)：－ 【警戒レベル4相当】 ・「災害切迫」(黒)：【警戒レベル5相当】 ・「危険」(紫)：【警戒レベル4相当】 ・「警戒」(赤)：【警戒レベル3相当】 ・「注意」(黄)：【警戒レベル2相当】 ※警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用
浸水キキクル	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まり

前回県防災会議の指摘事項

(大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>の予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>・ <u>（追加）</u></p>
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>（略）</p> <p>【色が持つ意味と相当する警戒レベル】</p> <p>・ <u>「極めて危険」（濃い紫）： - ※</u></p> <p>・ <u>「非常に危険」（うす紫）： 【警戒レベル4相当】</u></p> <p>・ 「警戒」（赤）： 【警戒レベル3相当】</p> <p>・ 「注意」（黄）： 【警戒レベル2相当】</p> <p><u>※警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用</u></p>
（略）	（略）

(6) (略)

(7) 火災気象通報

（追加）

(大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>の予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>・ <u>「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u></p>
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>（略）</p> <p>【色が持つ意味と相当する警戒レベル】</p> <p>・ 「極めて危険」（濃い紫）： - ※</p> <p>・ 「非常に危険」（うす紫）： 【警戒レベル4相当】</p> <p>・ <u>「災害切迫」（黒）： 【警戒レベル5相当】</u></p> <p>・ <u>「危険」（紫）： 【警戒レベル4相当】</u></p> <p>・ 「警戒」（赤）： 【警戒レベル3相当】</p> <p>・ 「注意」（黄）： 【警戒レベル2相当】</p> <p><u>※警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用</u></p>
（略）	（略）

(6) (略)

(7) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに横浜地方気象台が県知事に対して通報し、県を通じて町や茅ヶ崎市消防本部に通報される。

町と連携し、県からの火災気象通報を基に、茅ヶ崎市消防本部が火災警報を発令する。

(8)～(10) (略)

(11) 警戒レベルの発表

(略)

町と連携し、県からの火災気象通報を基に、茅ヶ崎市消防本部が火災警報を発令する。

(8)～(10) (略)

(11) 警戒レベルの発表

(略)

P67

警戒レベル	状況	町民が取るべき行動	避難情報(町発令)	警戒レベル相当情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険、 直ちに安全 確保	緊急安全確 保	・大雨特別警報 ・氾濫発生情報 ・決壊、越水発 生(現場からの 情報) ・ <u>(追加)</u>
4	災害のお それ高い	危険な場所 から全員避 難	避難指示	・氾濫危険情報 ・ <u>洪水キキクル</u> <u>※の危険度分布</u> <u>の「非常に危</u> <u>険」</u>

警戒レベル	状況	町民が取るべき行動	避難情報(町発令)	警戒レベル相当情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険、 直ちに安全 確保	緊急安全確 保	・大雨特別警報 ・氾濫発生情報 ・決壊、越水発 生(現場からの 情報) ・ <u>キキクル(危</u> <u>険度分布)「災</u> <u>害切迫」(黒)</u>
4	災害のお それ高い	危険な場所 から全員避 難	避難指示	・氾濫危険情報 ・ 洪水キキクル ※の危険度分布 の「非常に危 険」 ・ <u>洪水キキクル</u> <u>※の危険度分布</u> <u>の「危険」</u> <u>(紫)</u>

3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水警報 ・氾濫警戒情報 ・<u>洪水キキクル</u> ※の危険度分布の「警戒」
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	—	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨注意報（警戒レベル2） ・洪水注意報（警戒レベル2） ・氾濫注意情報 ・<u>洪水キキクル</u> ※の危険度分布の「注意」
1	(略)	(略)	(略)	(略)

～略～

第2～第3 (略)

第4 災害広報

3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水警報 ・氾濫警戒情報 ・洪水キキクル ※の危険度分布の「警戒」 ・<u>洪水キキクル</u> ※の危険度分布の「警戒」 (赤)
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	—	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨注意報（警戒レベル2） ・洪水注意報（警戒レベル2） ・氾濫注意情報 ・洪水キキクル ※の危険度分布の「注意」 ・<u>洪水キキクル</u> ※の危険度分布の「注意」 (黄)
1	(略)	(略)	(略)	(略)

～略～

第2～第3 (略)

第4 災害広報

1 (略)

2 広報手段

広報手段は、次のとおりである。

(1)～(2) (略)

(3) 本部からの町民等への広報

町は、次の通信手段を活用して直接、町民等に情報を発信する。

ア～ウ (略)

エ SNS (LINE、ツイッター、フェイスブック等)

～略～

P70

第3節 水防、救助、救急及び医療救護活動

●対策の体系と担当

項目	町担当	関係機関
第1 水防活動	下水道班、 <u>倉見拠点づくり班</u> 、都市整備班	
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

～略～

P71

第4節 避難対策

●対策の体系と担当

項目	町担当	関係機関
(略)		

P75

1 (略)

2 広報手段

広報手段は、次のとおりである。

(1)～(2) (略)

(3) 本部からの町民等への広報

町は、次の通信手段を活用して直接、町民等に情報を発信する。

ア～ウ (略)

エ SNS (LINE、~~ツイッター~~、フェイスブック等)

～略～

誤記

第3節 水防、救助、救急及び医療救護活動

●対策の体系と担当

項目	町担当	関係機関
第1 水防活動	<u>倉見拠点づくり担当班</u> 、下水道班、 <u>倉見拠点づくり班</u> 、都市整備班	
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

～略～

行政組織見直しに伴い修正が必要なため

第4節 避難対策

●対策の体系と担当

項目	町担当	関係機関
(略)		

行政組織見直しに伴い修正が必要なため

第2 自主避難	総括班、調整班、教育政策班、学校教育班、教育施設給食班	
(略)	(略)	
第4 避難誘導等	子育て支援班、保育幼稚園班、 <u>学び推進班</u> 、 <u>スポーツ班</u> 、福祉班、高齢介護班、保険年金班	
第5 広域避難場所(避難所)の開設	総括班、調整班、教育政策班、学校教育班、教育施設給食班	
第6 避難所の運営	総括班、調整班、教育政策班、学校教育班、教育施設給食班(その他関係する班)	
～略～		
第10 外国人対策	<u>学び推進班</u>	

第1 (略)

第2 避難指示等の発令

1 (略)

2 避難指示等の周知

(1) (略)

第2 自主避難	総括班、調整班、教育政策班、学校教育班、教育施設給食班 (<u>寒川学校給食センター</u>)、 <u>生涯学習班</u>	
(略)	(略)	
第4 避難誘導等	<u>子ども政策班</u> 、子育て支援班、保育幼稚園班、 <u>学び推進班</u> 、 <u>スポーツ班</u> 、福祉班、高齢介護班、保険年金班	
第5 広域避難場所(避難所)の開設	総括班、調整班、教育政策班、学校教育班、教育施設給食班 (<u>寒川学校給食センター</u>)、 <u>生涯学習班</u>	
第6 避難所の運営	総括班、調整班、教育政策班、学校教育班、教育施設給食班 (<u>寒川学校給食センター</u>)、 <u>生涯学習班</u> (その他関係する班)	
～略～		
第10 外国人対策	<u>町民窓口班</u> <u>学び推進班</u>	

第1 (略)

第2 避難指示等の発令

1 (略)

2 避難指示等の周知

(1) (略)

(2) 対象の町民等への周知

町は、次の方法で避難指示等を対象の町民等に周知する。

ア～ウ (略)

エ SUS (LINE、ツイッター、フェイスブック等)

オ～キ (略)

～略～

第5 避難所の運営

1～4 (略)

5 新型インフルエンザ等感染症対策

町は、新型インフルエンザ感染症等が流行している場合は、次の事項に留意して避難所運営を行う。

～略～

第7節 文教対策

●対策の体系と担当

項目	町担当	関係機関
(略)	(略)	
第2 応急教育	教育政策班、学校教育班	
(略)	(略)	
第4 文化財の保護	<u>教育政策班</u>	

～略～

第8節 緊急輸送

●対策の体系と担当

(2) 対象の町民等への周知

町は、次の方法で避難指示等を対象の町民等に周知する。

ア～ウ (略)

エ SUS (LINE、~~ツイッター~~、フェイスブック等)

オ～キ (略)

～略～

第5 避難所の運営

1～4 (略)

5 新型インフルエンザ等感染症対策

町は、新型インフルエンザ感染症等が流行している場合は、次の事項に留意して避難所運営を行う。

～略～

第7節 文教対策

●対策の体系と担当

項目	町担当	関係機関
(略)	(略)	
第2 応急教育	教育政策班、学校教育班、 <u>生涯学習班</u>	
(略)	(略)	
第4 文化財の保護	<u>生涯学習班</u> 教育政策班	

～略～

第8節 緊急輸送

●対策の体系と担当

誤記

文章の簡略化

行政組織見直しに伴い修正が必要なため

P92

項目	町担当	関係機関
第1 交通の確保	道路班、 <u>倉見拠点づくり班</u> 、都市整備班	(略)
第2 緊急輸送	総括班、 <u>財産管理班</u> 、都市計画班	

～略～

第10節 ライフラインの応急復旧活動

●対策の体系と担当

P96

項目	町担当	関係機関
(略)		(略)
第2 下水道施設	下水道班、 <u>倉見拠点づくり班</u> 、都市整備班	
(略)		(略)
(略)		(略)
(略)		(略)

～略～

第13節 災害ボランティア活動支援

第1 (略)

第2 災害ボランティアの受入れ

1 ボランティアの受入れ

P106

災害ボランティアセンターは、…(略)…。なお、新型インフル

項目	町担当	関係機関
第1 交通の確保	<u>倉見拠点づくり担当班</u> 、道路班、 倉見拠点づくり班 、都市整備班	(略)
第2 緊急輸送	総括班、 <u>総務班財産管理班</u> 、都市計画班	

～略～

第10節 ライフラインの応急復旧活動

●対策の体系と担当

項目	町担当	関係機関
(略)		(略)
第2 下水道施設	<u>倉見拠点づくり担当班</u> 、下水道班、 <u>倉見拠点づくり班</u> 、都市整備班	
(略)		(略)
(略)		(略)
(略)		(略)

～略～

第13節 災害ボランティア活動支援

第1 (略)

第2 災害ボランティアの受入れ

1 ボランティアの受入れ

災害ボランティアセンターは、…(略)…。なお、新型インフル

行政組織見直しに伴い修正が必要なため

行政組織見直しに伴い修正が必要なため

文章の簡略化

資料編	<p><u>エンザ</u>等感染症が流行している場合、…（略）…。</p> <p>～略～</p> <p>第16節 被災生活の支援</p> <p>第1～第2 （略）</p> <p>第3 応急仮設住宅</p> <p>（略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 建設型応急仮設住宅</p> <p>P112 県は、町が提出した建設候補地の中から建設候補地を選定する。仮設住宅の建設は、県が実施し、<u>必要に応じて、工事の監督を町に委任する。</u></p> <p>町は応急仮設住宅への入居者の募集及び選考<u>について、県と協力して行う。</u>この際、要配慮者優先の観点等から入居者の優先順位を設定して選考する。</p> <p>～略～</p>	<p>エンザ等感染症が流行している場合、…（略）…。</p> <p>～略～</p> <p>第16節 被災生活の支援</p> <p>第1～第2 （略）</p> <p>第3 応急仮設住宅</p> <p>（略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 建設型応急仮設住宅</p> <p>県は、町が提出した建設候補地の中から建設候補地を選定する。仮設住宅の建設は、県が実施<u>するし、必要に応じて、工事の監督を町に委任する。</u></p> <p>町は応急仮設住宅への入居者の募集及び選考<u>するについて、県と協力して行う。</u>この際、要配慮者優先の観点等から入居者の優先順位を設定して選考する。</p> <p>～略～</p>	<p>前回県防災会議の指摘事項</p> <p>雨水出水浸水想定区域の指定に伴う修正及び時点修正</p>
	<p><u>（雨水出水浸水想定区域における要配慮者利用施設を新規追加）</u></p> <p><u>※別添「【資料編抜粋】洪水・内水（雨水出水）時、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設」を参照。</u></p> <p>～略～</p>	<p>～略～</p>	